

法務省矯少第202号
令和5年11月30日

矯正管区長 殿
少年院(分院)長 殿
少年鑑別所(分所)長 殿
刑事施設の長 殿(参考送付)
矯正研修所長 殿(参考送付)

法務省矯正局長 花村博文
(公印省略)

少年院における被害者等の心情等の聴取及び伝達に関する訓令の運用について(依命通達)

標記について、下記のとおり定め、少年院における被害者等の心情等の聴取及び伝達に関する訓令(令和5年法務省矯少訓第5号大臣訓令。以下「訓令」という。)の施行の日(令和5年12月1日)から実施することとしたので、遺漏のないよう配慮願います。

記

第1 総則

1 被害者等に対する配慮

被害者等への対応に当たっては、被害者等の心身の状況、その置かれている環境等に関する理解を深め、できる限り、被害者等に身体的及び精神的負担を与えないように留意するものとする。

2 制度の周知

少年院並びに矯正管区及び少年鑑別所(以下「少年院等」という。)の長は、被害者等その他の者に対して、公務所及び公私の団体と協力しつつ、被害者等の心情等の聴取及び伝達の制度について周知するものとする。

第2 被害者等の心情等の聴取

1 心情等の聴取の申出(訓令第3条関係)

(1) 申出の受付

ア 心情等聴取・伝達申出書(訓令様式第1号。以下「申出書」という。)は、申出に係る在院者が収容されている少年院(以下「収容少年院」という。)の長のほか、その他の少年院並びに矯正管区及び少年鑑別所の長においても受け付けるものとする。

- イ 申出書の提出は、申出書に記載された申出人（以下単に「申出人」という。）若しくはその代理人による持参又は郵送による方法によるものとする。
 - ウ 少年院法（平成 26 年法律第 58 号。以下「法」という。）第 23 条の 2 第 2 項の申出をしようとする者が申出書を作成することが困難であると認められるときは、その者の依頼により、少年院等の職員が申出書を代書することができる。この場合において、代書した者は、当該申出書に、代書した旨を付記した上、署名又は記名しなければならない。
- (2) 申出の確認
- ア 申出書を受け付けた少年院等（以下「受付機関」という。）の長は、次の（ア）から（ウ）までに掲げる事項について、当該（ア）から（ウ）までに規定する方法により確認するものとする。
 - (ア) 申出書を持参若しくは郵送した者、代理人に申出書を持参させた者又は上記（1）ウの依頼をした者が申出人であること マイナンバーカード、運転免許証その他の本人確認書類の提示又はその原本若しくは写しの提出の求め
 - (イ) 申出人が申出書に被害者として記載された者本人でない場合において、申出人が申出書に被害者として記載された者の法定代理人又はその配偶者、直系の親族若しくは兄弟姉妹に該当すること 戸籍謄本その他の書類の提示又はその原本若しくは写しの提出の求め
 - (ウ) 申出に係る者が少年院に収容されていること 被収容者データ管理システムの閲覧
 - イ 受付機関の長は、マイナンバーカードの写しの提出を求める場合は、個人番号が記載されたマイナンバーカードの裏面の写しの提出を求めてはならない。
- (3) 申出の受理又は返戻
- ア 受付機関の長は、上記（2）アの確認をした後、申出に係る在院者が受付機関に収容され、かつ、申出人が被害者等であることが確認できた場合は、申出書を受理するものとし、申出に係る在院者が他の少年院に収容されているときは、申出書その他申出人から提出された資料等（以下「申出書等」という。）を収容少年院に送付するものとする。
 - イ 上記アの規定により申出書等の送付を受けた少年院の長は、申出人が被害者等であることが確認できた場合は、申出書を受理し、確認できなかった場合は、確認結果報告書（別紙様式 1）と併せて申出書等を受付機関の長に返戻するものとする。
 - ウ 申出書に被害者として記載された者が被害者であるか否かの確認は、申出に係る在院者の少年簿、少年調査記録、決定書等の関係書類を精査することにより行うものとする。

- エ 申出人が被害者の配偶者、直系の親族又は兄弟姉妹であるときは、除籍謄本、診断書その他の被害者が死亡し又はその心身に重大な故障があることを明らかにする資料（以下「被害者関係資料」という。）の閲覧、公務所又は公私の団体への照会などにより、被害者が死亡し又はその心身に重大な故障があることを確認するものとする。
- オ 被害者関係資料については、被害者の死亡又は心身の重大な故障が、申出に係る在院者が刑又は保護処分を言い渡される理由となった犯罪又は刑罰法令に触れる行為により生じたものである場合において、当該在院者の少年簿、少年調査記録、決定書等の関係書類によってこれを確認することができるときは、提示又は提出を求めてはならない。
- カ 被害者関係資料の提示又はその原本若しくは写しの提出の求めは、収容少年院が受付機関であるときは、収容少年院の長が、収容少年院が受付機関と異なるときは、収容少年院の長の依頼により、受付機関の長が行うものとする。
- キ 受付機関の長は、次の（ア）から（ウ）までに掲げる場合に該当するときは、返戻通知書（別紙様式 2）を添付して、申出書等を申出人に返戻するものとする。
- （ア）申出に係る者が少年院に収容されていないとき。
- （イ）申出人が被害者等であることを確認できないとき。
- （ウ）申出人が上記（2）ア（ア）若しくは（イ）に規定する書類又は被害者関係資料の提示又は提出を拒否したとき。
- （4）申出の取下げ
- ア 申出書を受理した少年院の長は、申出人が当該申出を取り下げたい旨の申出をしたときは、申出取下書（別紙様式 3）の提出を求めるものとする。
- イ 上記（1）ウの規定は、上記アの取下げの申出をしようとする者が申出取下書を作成することが困難であると認められるときについて準用する。
- 2 心情等の聴取に係る通知（訓令第 4 条関係）
- （1）心情等を聴取する旨の通知
- ア 訓令第 4 条第 1 項及び第 2 項の規定による通知は、被害者担当官（令和 5 年 1 月 30 日付け法務省矯成第 2069 号当職通達「刑事施設及び少年院における被害者担当官の指名について」記 2 の規定により指名された者をいう。以下同じ。）が被害者等からあらかじめ聴取の日時、場所、方法等の希望を聴取した上で行うものとする。
- イ 上記アの通知をする前に被害者等が収容少年院に来庁し、即日心情等を述べたい旨の申出をし、聴取を実施する場合には、訓令第 4 条第 1 項の規定による通知をすることなく心情等の聴取をすることができ

る。

(2) 心情等を聴取しない旨の通知

法第 23 条の 2 第 2 項ただし書の規定による心情等を聴取することが相当でないとするときは、被害者等が暴力団抗争の相手方であり、在院者への報復の意思を繰り返し明らかにしている場合、被害者等が反社会的な集団に所属しており、顕著な犯罪性があると認められる場合その他処遇上の観点及び被害者等への配慮という観点から聴取の必要性が認められない例外的な場合をいうものとする。

3 口頭聴取による心情等の聴取（訓令第 5 条及び第 6 条関係）

(1) 口頭聴取の実施者

少年院の長は、少年院法施行規則（平成 27 年法務省令第 30 号。以下「規則」という。）第 16 条の 2 第 2 項の規定に基づき心情等の聴取を行う職員を指名するに当たっては、被害者担当官のうちから指名するものとする。

(2) 収容少年院の被害者担当官による聴取

ア 口頭聴取により心情等の聴取を行う場合において、規則第 16 条の 2 第 2 項本文の規定により収容少年院の被害者担当官が聴取するときは、収容少年院又はその近隣の少年院等若しくは刑事施設において聴取するものとする。

イ 収容少年院並びにその近隣の少年院等及び刑事施設の所在地が被害者等の住所又は居所から遠隔の地にあるときは、上記アの規定にかかわらず、その住所又は居所の近隣の少年院等又は刑事施設において聴取することができる。この場合においては、必要に応じて次の（ア）又は（イ）に掲げる方法を利用するものとする。

（ア）少年院等又は刑事施設に設置されたネットワーク回線を利用し映像と音声の送受信を行うテレビ遠隔通信システム

（イ）インターネットに接続することで、音声及び映像をリアルタイムで共有するウェブ会議サービス

ウ 上記ア及びイの規定にかかわらず、被害者等がその心身の状況その他の事情により少年院等又は刑事施設に来庁できないときは、収容少年院に設置された端末と被害者等の自宅その他の場所に設置された端末とを上記イ（イ）に掲げる方法により接続して聴取し、又は被害者担当官が被害者等の自宅その他適当な場所に赴いて聴取することができる。

(3) 収容少年院以外の少年院の被害者担当官による聴取

ア 口頭聴取により心情等の聴取を行う場合において、規則第 16 条の 2 第 2 項ただし書の規定により収容少年院以外の少年院の被害者担当官が聴取するときは、当該被害者担当官が所属する少年院又は被害者

等の住所又は居所の近隣の矯正管区、少年鑑別所若しくは刑事施設において聴取するものとする。

イ 上記アの場合においては、収容少年院の長は、心情等の録取に係る依頼書（別紙様式 4）に心情等聴取・伝達申出書の写しを添付して、心情等を聴取する被害者担当官が所属する少年院（以下「依頼先少年院」という。）の長に送付するものとする。

ウ 上記アの場合において、心情等を聴取したときは、速やかに、心情等の録取に係る実施結果報告書（別紙様式 5）と併せて、心情等録取書（訓令様式第 4 号）を収容少年院の長に送付するものとする。

（4）被害者等の希望の参酌等

ア 上記（2）及び（3）の規定により心情等を聴取する被害者担当官及び場所を決定するに当たっては、上記 2（1）アの規定により聴取した被害者等の希望を参酌するものとする。

イ 口頭聴取により心情等の聴取を行う場合において、被害者等が被害者担当官以外の少年院等の職員を同席させることを希望するときは、できる限り配慮するものとする。

ウ 口頭聴取により心情等の聴取を行う場合において、被害者等が被害者等の親族、被害者支援団体の構成員その他の者を同席させることを希望するときは、被害者等との円滑な意思疎通に資する場合、被害者等の不安又は緊張の緩和に資する場合その他同席が相当と認められる場合は、同席させることができる。

エ 口頭聴取により心情等を聴取する被害者担当官は、被害者等の心身の状況に配慮しつつ、被害者等がその心情等を正確に表現できるように、内容及び表現方法に関する相談に応じ、必要な助言を行うものとする。

オ 口頭聴取により心情等を聴取する被害者担当官は、被害者等に対し、訓令第 5 条に規定する事項のほか、その心情等を在院者に伝達するに当たって、被害者等の希望によりその氏名を伝達しないことができること、及び氏名を伝達しない場合は被害者と申出人との関係（申出人が被害者本人であるときは、被害者本人であること。）を伝達することを説明するものとする。

4 書面聴取による心情等の聴取（訓令第 5 条及び第 6 条）

（1）書面聴取をする事情

規則第 16 条の 2 第 1 項ただし書に規定する事情とは、被害者等の心身の状況のほか、交通の便その他の理由から少年院等又は刑事施設に来庁することが困難な事情をいう。

（2）記載要領等に関する説明

ア 収容少年院の被害者担当官は、書面聴取により心情等を聴取する被

害者等に対して、心情等記述書（訓令様式第 5 号）の記載要領及び留意事項について、丁寧に説明するものとする。

イ 上記 3（4）エ及びオの規定については、上記アの説明をする被害者担当官について準用する。

第 3 被害者等の心情等の伝達

1 心情等の伝達の申出

（1）申出の時点

次のアからウまでに掲げるときに、法第 24 条第 5 項の申出（以下「伝達の申出」という。）があったものとする。

ア 被害者等が心情等録取書に聴取した心情等の伝達を希望する旨記入し、署名したとき。

イ 被害者等が心情等記述書に聴取した心情等の伝達を希望する旨記入し、提出したとき。ただし、訓令第 6 条第 3 項の規定により改めて心情等を聴取する場合を除く。

ウ 心情等伝達申出書（訓令様式第 6 号）を提出したとき。ただし、訓令第 6 条第 5 項の規定により改めて心情等を聴取する場合を除く。

（2）申出の取下げ

第 2 の 1（4）の規定は、伝達の申出について準用する。

2 心情等の伝達（訓令第 8 条及び第 9 条関係）

（1）心情等を伝達しない場合

ア 法第 24 条第 5 項ただし書の規定により心情等を伝達しない場合は、次の（ア）から（エ）までに掲げるときとする。

（ア）心情等の伝達により、在院者の精神の状況を著しく不安定にさせること、被害者等への逆恨みを生じさせることその他の理由によりその改善更生を著しく妨げるおそれがあるとき。

（イ）他の在院者を被害者等とする事件において、心情等の伝達により少年院の規律及び秩序を害する結果を生じるおそれがあるとき。

（ウ）在院者が重篤な疾患にかかっており、かつ、伝達により症状を悪化させるおそれがあるとき。

（エ）その他処遇に関する事情を考慮して相当でないと認めるとき。

イ 収容少年院の長は、上記ア（ア）から（エ）までに該当するか否かを判断するに当たっては、在院者に被害者等の心情等を受け止めるための指導をすること、聴取した心情等が全体としては伝達することが相当でないと考えられる場合にその一部のみを伝達すること、心情等を伝達する時期に配慮することその他の心情等を伝達するための措置を尽くすものとする。

ウ 収容少年院の長は、上記第 2 の 3（3）アの場合において、心情等を伝達しないこととするときは、心情等の伝達に係る求意見書（別紙様式

6) をもってあらかじめ依頼先少年院の長の意見を聞くものとする。

(2) 心情等の伝達

- ア 心情等の伝達に当たっては、できる限り、被害者等の心情等を考慮した矯正教育を中心的に担う職員を同席させるものとする。
- イ 18歳に満たない在院者に心情等の伝達をするときは、できる限りその保護者等(少年院法第2条第1項第5号に掲げる者をいう。以下同じ。)に同席を求めるものとする。この場合においては、被害者等に対し、あらかじめ、当該在院者の保護者等を同席させて心情等の伝達を行うことを伝え、その承諾を得るものとする。
- ウ 心情等伝達書(訓令様式第7号)の作成に当たり、心情等の全部を伝達するときは、心情等録取書又は心情等記述書の内容をそのまま転記するものとする。
- エ 心情等伝達書の作成に当たり、被害者等の心情等の一部を伝達しないとき又は被害者等の氏名を伝達しないときは、当該伝達しない部分を転記することがないように十分確認しなければならない。
- オ 在院者に心情等の伝達をした者は、伝達した際の在院者の状況等のほか、被害者等が心情等録取書、心情等記述書又は心情等伝達申出書において通知を希望している事項があるときは、当該在院者がこれらの事項に関して述べた内容を、面接票(別紙様式7)に記載するものとする。

(3) 心情等の伝達に係る通知

- ア 収容少年院の長は、被害者等の心情等の一部を伝達しなかったときは、その旨及び伝達した心情等の内容を心情等伝達結果通知書(訓令様式第8号)に記載するものとする。
- イ 収容少年院の長は、上記第2の3(3)アの場合において、心情等伝達結果通知書を作成したときは、依頼先少年院の長にも、その写しを送付するものとする。

第4 その他

1 被害者の関係者の心情等の聴取及び伝達

少年院の長は、被害者が死亡した場合又はその心身に重大な故障がある場合における、被害者と婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他被害者との間で親族と同様の人間関係がある者について、その心情等を聴取し、及び聴取した心情等を在院者に伝達することができる。この場合において、心情等の聴取及び伝達の手続は、被害者等の心情等の聴取及び伝達の手続の例によるものとする。

2 文書の保存

(1) 保存すべき行政文書ファイル

被害者等の心情等の聴取及び伝達のために作成し、又は取得した書類

は、行政文書ファイル「被害者等の心情等の聴取・伝達等に関する書類」に編てつするものとし、その保存期間の基準は事案の処理が終了した日に係る特定日から3年とすること。

(2) 少年簿への編てつ

収容少年院の長は、当該在院者の少年簿に、次のアからキまでに掲げる書類の写しを順次編てつすること。

- ア 心情等聴取・伝達申出書
- イ 心情等の聴取をしない旨の通知書
- ウ 心情等録取書又は心情等記述書
- エ 心情等伝達申出書
- オ 心情等伝達書
- カ 面接票
- キ 心情等伝達結果通知書

3 更生保護官署との連携

収容少年院の長は、平成20年5月9日付け法務省保観第325号矯正局長、保護局長依命通達「犯罪をした者及び非行のある少年に対する社会内における処遇に関する事務の運用について」記第2の1(5)の規定により、収容少年院の所在地を管轄する地方更生保護委員会及び帰住予定地を管轄する保護観察所の長に対し、身上関係事項の通知として、上記2(2)アからキまでに掲げる書類を送付するものとする。

別紙様式1（記第2の1（3）イ関係）

発第 号
年 月 日

受付機関の長 殿

収容少年院の長

確認結果報告書

別添の心情等聴取・伝達申出書に係る確認結果について、下記のとおり報告します。
記

1 確認結果

- 申出書提出者が被害者等であることが確認できなかった。
（具体的理由： ）
- その他
（具体的事由： ）

2 参考事項

- （注1）1については、事例に応じ、該当する項目に✓印を付すこと。
（注2）保護処分が取消しとなった場合等はその他欄にその旨記載すること。
（注3）関係資料を添付する場合は、2にその内訳等を記載すること。

別紙様式2（記第2の1（3）キ関係）

発第 号
年 月 日

（申出人氏名） 殿

受付機関の長

返戻通知書

〇〇年〇〇月〇〇日に、〇〇宛てに申出のありました件につきましては、申出内容から、少年院法第23条の2第2項に規定する申出をすることができる者であることの確認ができなかったため、心情等聴取・伝達申出書を返戻いたします。

お問合せ先

（ 官署名及び担当部署 ）

（ 住所 ）

（ 電話番号 ）

（注意事項）

本通知は、申出に係る加害者が少年院に収容されていない場合や、関係資料から申出をすることができる方であることが確認できなかった場合などに送付されます。

（用紙 日本産業規格A4）

申出取下書

作成日 _____年 _____月 _____日

_____長 殿

ふりがな _____

申出人の氏名又は名称 _____

【法人の場合は、代表者氏名・窓口担当者氏名・各役職名も記入してください。】

（代表者氏名・役職名 _____）

（窓口担当者氏名・役職名 _____）

_____年 _____月 _____日に申出をした

心情等の聴取の申出

聴取した心情等の加害者への伝達の申出

について、申出を取り下げます。

（注意事項）該当する□に✓印を付し、下線部に記入してください。

心情等の録取に係る依頼書

年 月 日

依頼先少年院の長 殿

収容少年院の長

次の者による心情等の聴取の申出について、規則第16条の2第2項ただし書の規定に基づき、心情等の録取を依頼します。

1 申出人に関する事項

氏名又は名称

（被害者本人でない場合）被害者の氏名

被害者との関係

2 申出に係る加害者である在院者に関する事項

氏 名 （ 年 月 日生）

非 行 名

矯正教育の期間 年 月 日から 年 月 日まで

3 参考事項

記載要領

- 1 申出人が法人である場合、「氏名又は名称」欄には、申出書に記載された法人の名称及び心情等を陳述する者の氏名を記入すること。
- 2 記第2の3（4）イ又はウの規定により被害者等以外の者の同席を認めた場合には、その内容を「3 参考事項」に記載すること。

心情等の録取に係る実施結果報告書

年 月 日

収容少年院の長 殿

依頼先少年院の長

先に依頼を受けた心情等の録取について、下記のとおり報告します。

記

1 依頼に関する事項

依頼を受けた日 年 月 日

申出人に関する事項

氏名又は名称

（被害者本人でない場合）被害者の氏名

被害者との関係

申出に係る在院者に関する事項

氏 名

非 行 名

2 依頼に関する実施結果

（1）心情等の録取日

年 月 日

（2）録取者

（3）添付書類

心情等録取書

3 参考事項

心情等の伝達に係る求意見書

年 月 日

依頼先少年院の長 殿

収容少年院の長

先に心情等の録取を依頼した下記 1 の申出人の心情等については、その 全部・一部 を、
下記 2 の在院者に対し伝達することが相当でないと思料するので、その伝達をしないこと
について意見を求めます。

記

1 申出人に関する事項

氏名又は名称

住 所 等

(被害者本人でない場合) 被害者氏名

被害者との関係

2 申出に係る在院者に関する事項

氏 名

(年 月 日生)

非 行 名

矯正教育の期間

年 月 日から

年 月 日まで

3 意見を求める内容・理由

録取した心情等の内容の全部を伝達しない

録取した心情等の内容の一部を伝達しない

(伝達しないこととする内容)

(伝達しないこととする理由)

意 見

年 月 日

収容少年院の長 殿

依頼先少年院の長

上記求意見のあったことについては、貴見を 相当・一部不相当・不相当 と思料します。

(不相当の理由)

記載要領

一部不相当の場合には、「不相当の理由」欄に、不相当部分を明示した上でその理由を記載すること。

面 接 票

（施設名）

面接日時： 年 月 日（ ） 時 分 ～ 時 分

面接場所：

在院者： 同席者（保護者等）：

伝達者： 同席者（職員）：

（面接の状況等）

被害者等の心情等について述べたこと

被害弁償又は慰謝の措置

被害者等に対し伝えることを希望して述べたこと

記載要領

- 1 「（面接の状況等）」欄は、在院者及び同席者（保護者等）の発言要旨及び反応、伝達者及び同席者（職員）の発言要旨を記載すること。
- 2 発言要旨及び反応の記載に当たっては、発言者が明確になるよう記載すること。